

(別紙1)

塩尻市部活動地域移行支援業務委託仕様書

本仕様書は、優先交渉権者と塩尻市（以下、「本市」という。）との契約に係る仕様書の原案となるものです。企画提案書作成の参考として活用してください。契約の締結にあたっては、企画提案書を踏まえて、本市との協議により仕様の詳細を調整するものとします。本業務の趣旨及び目的を十分に理解した上で、幅広い視点での効果的な企画提案を期待します。

1 背景

- (1) 少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。これまでの部活動の在り方を見直し、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備していく中で、可能な限り早期に「地域において子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」や「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」に取り組む必要がある。こうした中、国は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期に環境整備の実現を目指すとした。また、現在、令和8年度以降の改革についての検討が進められており、令和7年5月頃には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめが公表される見通しである。
- (2) 本市では、現在、多くの部活動指導員・外部指導者が指導に関わっているとともに、単独でチームが組めない学校も合同部活動などにより活動が継続できている。また、4割の教員が部活動の指導が好きと答えており、8割の生徒が部活動に対する満足度が高いと答えている。このことから、本市においては現在行われている部活動を大切にし、生徒の想いや顧問教員の負担などに配慮した形で継続性のある活動へと進化させることが、地域移行の第一歩であると考えている。一方で、多くの児童が放課後や休日に習い事をしており、中学生になったら部活動をやりたいと考えているものの、やりたい競技・活動が進学先の中学校にない場合もあることから、子どもたちの願いを叶えるためには、現在部活動にない競技・活動の場を創ることも重要であると考えている。以上のことを踏まえ、本市では、「部活動を生徒や教員などにとってより良い形へと創りかえたい。」という想いと、「子どもたちの「やってみたい」「続けたい」「上達したい」といった多彩な願いを叶える活動の場を創りたい。」という想いをもち、令和6年6月に「塩尻市部活動地域移行計画（以下、「地域移行計画」という。）」を策定した。地域移行計画では、「学校部活動の地域連携の推進」、「子どもたちの願いを叶える環境づくり」、「休日の部活動の地域移行の推進」の3つの基本目標を掲げ、まずは令和8年度末までに、休日の部活動を地域移行することと、子どもたちがやりたかった新しい活動

をスタートさせることを目標とした。現在は、多様な意見や想いを持つ関係者同士が対話を重ね、種目別に地域移行案の検討を進めている。

2 業務の目的

本業務は、本市が地域移行計画に基づく休日の部活動地域移行を推進するため、本市、関連団体及び受託者が連携し、受け皿となる地域クラブを伴走支援するためのモデルを実証し、その効果を検証したのち令和8年4月から伴走支援が開始できる体制を構築するために実施するものである。

3 委託期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

4 履行場所

塩尻市内

5 業務内容

(1) 本市が開催する会議への参加

- ア 塩尻市中学校地域移行等協議会 年2回各2時間程度（長野県塩尻市大門七番町4番3号 塩尻総合文化センター会議室で行う会議に出席 ※リモート不可）
- イ 本市教育委員会担当者との定例ミーティング 最低9回各2時間程度 ※リモート可。
ただし、この回数については、見積額を積算するために示す基準であり、双方で合意すれば、必ずしもこの回数に縛られないものとする。

(2) 地域クラブ伴走支援モデルの構築

- ア 本市では、市内複数校の生徒約60名が所属している「桔梗ソフトテニスクラブ」などの2～3団体を先行団体とし、令和7年9月より休日の部活動地域移行の試行を開始する予定である。受託者は、企画提案書を踏まえて当該クラブの取り組みに対する伴走支援モデルを考案・実践し、その効果を随時検証する。なお、伴走支援モデルの実践期間は令和7年9月から令和8年3月末までとする。また、先行団体数については見積額を積算するために示す基準であり、双方で合意すれば、必ずしもこの回数に縛られないものとする。
- イ 受託者は、上記アの検証等を踏まえ、令和8年度以降の伴走支援体制を考案し、令和7年12月までに伴走支援体制の骨子案を本市へ提出する。骨子案は、別紙「塩尻市部活動地域移行設計書（スポーツ活動の場合）」の記載事項をベースにスポーツ・文化芸術活動の両方を対象とした内容とすること。また、国・長野県・本市の動向を踏まえ、受託者が本市のパートナーとしてどのような役割を担い、どのように貢献することができるのかについて、本市の置かれた状況等を加味して作成すること。
- ウ 受託者は、上記イの骨子案の内容について本市と協議を重ね、令和8年2月に開催を予定している塩尻市部活動地域移行等協議会において伴走支援体制の素案を提案する。
- エ 受託者は、上記ウの提案時に出された意見等を踏まえた伴走支援体制の提案書を作成し、令和8年3月末までに提出すること。

6 受託者及び業務従事者の責務

(1) 秘密の保持

受託者及び本業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や機密事項等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙4「個人情報の取扱いに関する覚書」を遵守しなければならない。

(3) 著作物の利用制限

受託者は、本業務の実施に当たり入手した著作物を、発注者の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

7 その他

(1) 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、双方で協議の上決定する。

(2) 法令の遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

(3) 再委託の禁止

受注者は、第三者に対して本業務を包括的に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 事務局

塩尻市教育委員会事務局学校教育課 担当:酒井 健太

〒399-0738 長野県塩尻市大門七番町4番3号

TEL 0263-52-0830(直通)

E-Mail gakkou@city.shiojiri.lg.jp